

## 岡崎市社会福祉審議会運営規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）及び岡崎市社会福祉審議会条例（平成14年12月19日条例第47号。以下「条例」という。）に基づき設置される岡崎市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し、法令及び条例に定めるもののほか必要な事項について定めるものとする。

### (副委員長)

第2条 審議会に、条例第5条の規定により委員長の職務を代理する委員として、副委員長1人を置き、委員長が指名する。

### (臨時委員の名称)

第3条 法第9条に規定された臨時委員は、専門委員と称する。

### (専門分科会)

第4条 審議会に、次の岡崎市社会福祉審議会専門分科会（以下「専門分科会」という。）を置く。

- (1) 民生委員審査専門分科会
- (2) 障がい者福祉専門分科会
- (3) 児童福祉専門分科会
- (4) 高齢者福祉専門分科会
- (5) 低所得者福祉専門分科会
- (6) 福祉施策検討専門分科会

- 2 前項に掲げる専門分科会が調査審議する事項は、別表第1に定める。
- 3 審議会は、第1項各号に定める専門分科会のほか必要に応じ、その他の専門分科会を置くことができる。
- 4 専門分科会は、専門分科会長が招集する。
- 5 専門分科会は、その専門分科会に属する委員（専門委員を含む。以下同じ。）の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。
- 6 専門分科会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、専門分科会長の決するところによる。

### (副専門分科会長)

第5条 各専門分科会に、条例第7条第4項の規定により専門分科会長の職務を代理する委員として、副専門分科会長1人を置き、各専門分科会長が指名する。

### (専門分科会の会議の特例)

第6条 専門分科会長は、緊急やむをえない必要がある場合には、委員に対し書面により意見を求めることにより、会議の開催に代えることができる。

(専門分科会の決議の特例)

第7条 審議会は、専門事項に関し諮問を受けたときは、当該専門分科会の決議をもって審議会の決議とすることができます。

(部会)

第8条 専門分科会に、次の岡崎市社会福祉審議会専門分科会審査部会（以下「部会」という。）を置く。

- (1) 障がい者福祉専門分科会審査部会
- (2) 低所得者福祉専門分科会審査部会

2 前項に掲げる部会が調査審議する事項は、別表第2に定める。

3 専門分科会は、第1項に定める部会のほか必要に応じ、その他の部会を置くことができる。

4 部会に属する委員は、委員長が指名する。

5 部会に部会長1人を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。

6 部会長は、部会の事務を掌理する。

7 部会は、部会長が招集する。

8 部会は、その属する委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。

9 部会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

(副部会長)

第9条 部会長に事故がある時は、あらかじめその指名する委員（「副部会長」と称する。）が、その職務を代理する。

(部会の会議の特例)

第10条 部会長は、緊急やむをえない必要がある場合には、委員に対し書面により意見を求ることにより、会議の開催に代えることができる。

(部会の決議の特例)

第11条 専門分科会は、専門事項に関し諮問を受けたときは、当該部会の決議をもって専門分科会の決議とすることができます。

(議事録)

第12条 審議会の会議については、議事録を作成し、議事の概要を記録しなければならない。

2 議事録には、会議の長が指名した委員2名が、署名又は記名押印するものとする。

(庶務)

第13条 審議会の庶務は、福祉部地域福祉課において総括する。ただし、次の各号に掲げる

ものについては、当該各号に掲げる課が処理するものとする。

- |                     |             |
|---------------------|-------------|
| (1) 民生委員審査専門分科会     | 福祉部 地域福祉課   |
| (2) 障がい者福祉専門分科会     | 福祉部 障がい福祉課  |
| (3) 障がい者福祉専門分科会審査部会 | 福祉部 障がい福祉課  |
| (4) 児童福祉専門分科会       | こども部 こども育成課 |
| (5) 高齢者福祉専門分科会      | 福祉部 長寿課     |
| (6) 低所得者福祉専門分科会     | 福祉部 地域福祉課   |
| (7) 低所得者福祉専門分科会審査部会 | 福祉部 地域福祉課   |
| (8) 福祉施策検討専門分科会     | 福祉部 地域福祉課   |

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、審議会、専門分科会及び部会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成15年4月10日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年1月18日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第4条第2項関係）

## 各専門分科会の審議事項

No.1

分科会名	基本的な審議事項	法令が規定する審議会関連事項（※障がい者福祉専門分科会、高齢者福祉専門分科会、低所得者専門分科会、福祉施策検討専門分科会は、各註参照のこと）
民生委員審査専門分科会	民生委員の適否の審査に関する事項 (社会福祉法第11条1項)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民生委員の任期満了の伴う一斉改選における民生委員推薦会の推薦者に対する意見 (民生委員法第5条第2項)</li> <li>・推薦会の推薦者が適当でないと認めることへの意見 (民生委員法第7条第1項)</li> <li>・推薦会が再推薦しない場合に市長が適当と認める者を定め推薦する際の意見 (民生委員法第7条第2項)</li> <li>・民生委員解雇を厚生労働大臣に具申することへの同意 (民生委員法第11条第2項)</li> <li>・民生委員解雇について審議会が審査する際の、本人への事前通告 (民生委員法第12条第1項)</li> </ul>
障がい者福祉専門分科会	障がい者の保健福祉に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障がい者の福祉に関する事項の調査審議 (社会福祉法第11条第1項)</li> <li>・知的障がい者の福祉に関する事項の調査審議 (児童福祉法第8条第2項)</li> <li>・精神障がい者の福祉に関する事項の調査審議 (社会福祉法第12条第1項)</li> </ul> <p style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">註) 下記の審議事項は、法令等の規定によらない、独自の審議事項である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・その他障がい者福祉の推進のための調査、検討</li> </ul>
児童福祉専門分科会	児童及び母子の保健福祉に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童、妊産婦の福祉に関する事項の調査審議、市長諮問への答申、関係行政機関への意見の具申 (児童福祉法第8条)</li> <li>・児童及び知的障がい者の福祉を図るため、芸能、出版物、玩具、遊戯等の推薦又はそれらを製作し、興行し、若しくは販売する者等への必要な勧告 (児童福祉法第8条第9項)</li> <li>・保育所の設置の認可をしようとする場合の意見 (児童福祉法第35条第6項)</li> <li>・設備又は運営が最低基準に達せずかつ児童福祉に著しく有害と認められる特定児童福祉施設（助産施設、母子生活支援施設及び保育所）設置者への事業停止命令を行なう場合の意見 (児童福祉法第46条第4項)</li> <li>・特定児童福祉施設（助産施設、母子生活支援施設及び保育所）に対し最低基準を超えて設備及び運営を向上させるよう市長が勧告する場合の意見 (児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第3条)</li> <li>・家庭的保育事業者等に対し最低基準を超えて設備及び運営を向上させるよう市長が勧告する場合の意見 (家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第3条)</li> <li>・放課後児童健全育成事業者に対し最低基準を超えて設備及び運営を向上させるよう市長が勧告する場合の意見 (放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第3条)</li> <li>・無認可児童福祉施設へ事業停止又は施設閉鎖を命ずる場合の意見 (児童福祉法第59条第5項)</li> <li>・母子家庭等の福祉に関する事項の調査審議、市長諮問への答申及び関係行政機関への意見の具申 (母子及び父子並びに寡婦福祉法第7条)</li> <li>・母子福祉資金貸付金の貸付を市が停止する場合の意見 (母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第13条)</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・父子福祉資金貸付金の貸付を市が停止する場合の意見 (母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第31条の7)</li> <li>・寡婦福祉資金貸付金の貸付を市が停止する場合の意見 (母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第38条)</li> <li>・母子保健に関する事項の調査審議、市長諮詢への答申、関係行政機関への意見の具申 (母子保健法第7条)</li> </ul>
高齢者福祉専門分科会	高齢者及び老人保健法対象者の保健福祉に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・老人居宅生活支援事業又は老人デイサービスセンター、老人短期入所施設若しくは老人介護支援センターの、事業の制限又は停止を命ずる場合の意見 (老人福祉法第18条の2第3項)</li> <li>・市長が、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの事業廃止を命じ、又は設置認可を取消す場合の意見 (老人福祉法第19条第2項)</li> </ul> <p style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">註) 下記の審議事項は、法令等の規定によらない、独自の審議事項である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・その他老人保健福祉の推進のための調査、検討</li> </ul>
低所得者福祉専門分科会	低所得者福祉に関する事項	<p style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">註) 下記の審議事項は、法令等の規定によらない、独自の審議事項である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護制度に関する事項の調査審議</li> <li>・その他低所得者福祉の推進のための調査、検討</li> </ul>
福祉施策検討専門分科会	各分科会の領域を超えて福祉全体に係る事項の調査審議	<p style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">註) 下記の福祉施策検討専門分科会の審議事項は、法令等の規定によらない、独自の審議事項である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各分科会の領域を超えて福祉全体に係る事項の調査審議</li> <li>・岡崎市地域福祉計画に関する事項の調査審議</li> <li>・岡崎市の各福祉計画の調整に関する事項の調査審議</li> </ul>

別表第2（第8条第1項関係）

## 各専門分科会審査部会の審議事項

審査部会名	区分	審議事項	根拠法令
障がい者福祉専門分科会審査部会	身体障がい者の障がい程度に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体障がい者手帳の交付申請があった場合において、その障がいが身体障がい者福祉法別表に掲げるものに該当しないと市長が認めるための、審議会諮問に対する答申</li> </ul>	身体障害者福祉法施行令第5条1項
	身体障がい者手帳に係る診断書交付医師に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体障がい者手帳のための診断書を交付する医師を指定する場合の意見</li> <li>身体障がい者手帳のための診断書を交付する医師の指定を取消す場合の意見</li> </ul>	身体障害者福祉法第15条第2項 身体障害者福祉法施行令第3条第3項
	更生医療に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>更生医療を担当させる医療機関（以下「指定（更生）医療機関」という。）を、市長が指定又は取消しすることへの意見</li> <li>指定（更生）医療機関の医療種類の変更申請に対し、市長が承認することへの意見</li> </ul>	（法令等の規程によらない独自の審査事項）
低所得者福祉専門分科会審査部会	生活保護法による医療扶助に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活保護法による医療扶助その他保護の決定実施にあたっての医学判断に関する諮問への答申 (医療扶助運営要領第2の1の(4))</li> <li>生活保護法に規定する要保護者（以下「要保護者」という。）の結核、精神疾患、その他の傷病による入院要否の判定に関する事項 (医療扶助運営要領第2の1の(4)のアの(ア)(イ)(ウ))</li> <li>要保護者の（老人）訪問看護、在宅患者加算等各種給付の要否に関する事項、及びその他必要と認められるものの審議 (医療扶助運営要領第2の1の(4)のアの(エ)(オ)(カ))</li> <li>生活保護法による医療扶助のための医療を担当させる機関（以下「指定（医療扶助）医療機関」という。）の指導及び検査に関する事項 (医療扶助運営要領第6の1、2)</li> <li>指定（医療扶助）医療機関の指定、及び指定取消、戒告、注意に対する意見 (医療扶助運営要領第4の1、第6の3)</li> </ul>	昭和36年9月30日付社発727号厚生省社会局長通知「生活保護法による医療扶助運営要領について」（本表において「医療扶助運営要領」という。）に示された「医療扶助審議会（任意）に求められる審議事項に準拠するものである。